

# 秦漢帝国の成立と秦・楚の社会

——張家山漢簡と『史記』研究——

藤田勝久

はじめに

## 一 秦の統一と滅亡

1 戦国、秦代の江陵社会

2 秦末の叛乱と漢初の楚社会

## 二 『奏讞書』の高祖六年案件について

## 三 漢初の郡県制と諸侯国

おわりに

はじめに

中国を最初に統一した秦王朝は、わずか十五年で滅び、楚漢戦争のあと項羽を破った劉邦（沛公、漢王）の漢が、

ふたたび統一国家を形成した。そのとき漢王朝は、基本的に秦の制度を継承しながら、地方統治に郡県制と諸侯国を合わせた郡国制を採用した。その地方統治は、どのような社会情勢をうけているのだろうか。

これまで私は、戦国秦が富国強兵をすすめ地方行政制度を整備してきた過程を、水利開発と領域形成、一般庶民の軍事的な社会編成という視点から考察してきた<sup>①</sup>。また秦の地方統治を知る一例として、鄂君啓節と包山楚簡の内容を検討し、秦に占領される前の戦国楚の領域形成と社会構造を論じたことがある<sup>②</sup>。楚は、春秋・戦国時代に長江中流域を中心として勢力を拡大し、秦に滅ばされたあとも、漢代初期まで文化的な特色を残している。ここでは戦国秦が早くから県レベルに官吏を派遣し、中央集権的な郡県制の基礎を形成したのに対して、戦国楚には県レベルの行政機構がありながら、封君の勢力がなお多く残る体制であると想定した。そして楚の地を占領した秦は、秦の法律を適用しようとしながら、その統治に苦慮した様子が指摘されているが、これは秦と楚の社会構造・習俗の違いによることも一因であろう<sup>③</sup>。

そこで、つぎに問題となるのは、強力な地方統治を押し進めた秦王朝が、短期間で滅亡したのに対し、漢王朝の地方統治には、どのような特徴があるのかということである。ここでは張家山漢簡の内容を手がかりに、この問題を考えてみたいとおもう。

一九八三〜八四年に湖北省江陵县（荆州市）で発見された張家山漢簡（張家山二四七号漢墓竹簡）<sup>④</sup>は、前漢初期の法律や行政機構を知る貴重な資料である。全部で一二三六枚の竹簡には、「曆譜」と、竹簡五二六枚の『二年律令』、法律の案件である『奏讞書』、『脈書』、『引書』の医学書、『算数書』、呉王闔廬と伍子胥の対話を記す『蓋廬（闔廬）』の兵法書などがあり、今後は漢代社会の研究が進むとおもわれる。しかし張家山漢簡は、さらに出土資料による『史記』研究をすすめる<sup>⑤</sup>、先にみた漢王朝の成立を考える上でも新たな情報をふくんでいる。

本稿では、まず戦国中期から秦の占領までの秦・楚のシステムと、秦末の叛乱基盤について整理しておきたい。つぎに張家山漢簡の『奏讞書』の案件と、『二年律令』の「秩律」「津関令」によって、楚漢の時代から漢代初期の情勢を分析し、そこから郡県制と諸侯国の体制に楚社会がもつ歴史的意義を考察する。

## 一 秦の統一と滅亡

### 1、戦国、秦代の江陵社会

戦国楚の歴史は、『史記』楚世家や『戦国策』にみえるが、ここでは国家の大事と外交、戦争などの記事が多く、地方統治や社会編成については、ほとんど不明である。これに対して、秦に占領される前に、戦国楚の社会がどうかがあるのは、湖北省荊門市の包山二号楚墓で出土した竹簡（包山楚簡）である。包山楚墓の墓主は、戦国中期に左尹の地位にあった昭彤といわれ、ここに葬儀の物品を記した遺策と、墓主の仕事・健康などを占った卜筮祭禱簡、生前の業務に関する文書簡がある。その年代は、竹簡に書かれた大事紀年から、楚懷王七年（前三二二）から十三年（前三一六）までと推定されている。とくに文書簡は、戦国楚の裁判に関する内容であり、その案件から当時の地方統治や社会構造の一端がわかる。

陳偉『包山楚簡初探』<sup>①</sup>は、全体的な内容の中で楚の行政機構を分析し、基本単位となる県が、下部にある里と邑を組織とすることを指摘した。また県と封邑（封君の領地）レベルの職官として、莫囂、連囂、司馬、攻（工）尹、司敗、諸々の尹などを整理した。こうした成果をふまえ、私も戦国楚の論文で以下のように考えた。

戦国楚では、包山楚簡と同じ年の紀年を記した「鄂君啓節」という青銅製の割り符がある。この水陸の交通路と免

税の条件を記した車節と舟節の二種類には、それぞれ関所や国境付近の地名がみえており、これを境界とみなせば楚の懷王期に湖北、湖南を中心とする領域がほぼ復元できる。その領域に、包山楚簡の県レベルの地名や封邑の推定地をプロットしてみると、一部の封邑が飛び地である可能性をのぞき、県と封邑が混在している楚の社会が浮かんでくる。

また包山楚簡では、下蔡（安徽省鳳台県）の案件〔二二〇～二二三簡〕に、執事人としての陽城公が、配下の大斂尹と莫囂に供述を受けさせ、加公や里公、士尹などを派遣して複数の里に住む容疑者たちを逮捕させようとしていた。また陰県（湖北省老河口市）の殺人事件〔二二一～二二九簡〕では、「秦競夫人の人」の舒氏一族が殺人を犯しながら、自分の正当性を主張したり、陰侯の地であることから逮捕や審議の手続きが複雑となっている。ここには陰県に、陰の正、司敗のほかにも、右司馬、數客、陰侯の百宜君が活動し、里では社の祭りを同じくする者や、同里の者、同官の者は証人にできないと記している。その裁判の手続きでは、告訴、供述、逮捕、拘束のほかにも「盟」という証言を求めている。これらは、秦が県を単位として法令を厳しく適用する制度とはやや異なっている。

こうした裁判手続きや、逮捕の状況からみて、戦国楚に県レベルの機構は想定できるが、県と封邑をふくむ郡県制という機構はまだ整っていないと思われる。いいかえれば、一方で県制の機構がありながら、そのほかに封君の客がいたり、楚の習俗にもとづく行動がある社会構造といえよう。これは戦国秦が地方社会を中央集権的な県に編成し、さらに県を集積した郡県制に展開しようとする体制とは違っている。このような楚社会が、約四〇年後に秦に占領されたのである。

昭王二十九年（前二七八）に白起の秦軍が郢<sup>えい</sup>を陥落させることは、『史記』秦本紀や楚世家、白起列伝と、六国年表にみえている。

秦表（昭王二十九年）…白起が楚を撃ち郢を抜く。更に東して竟陵に至り南郡とした。楚表（頃襄王二十一年）…秦が我が郢を抜き、夷陵を焼いた。王は亡げて陳に走った。

また睡虎地秦簡『編年記』にも「廿九年、安陸を攻める」とあり、ここから江陵地区は南郡の統治下に置かれた<sup>⑩</sup>。そこで楚の社会は、一に、秦の占領地となる地域と、二に、東方に遷都した淮水流域、江淮などの東国に分かれることになる。そして包山楚簡にみえる楚の社会構造と制度、習俗は、おそらく東方の陳や寿春の地域で残存したであろう。

ただし江陵地区の秦の占領は、必ずしも順調ではなかった。秦王政十七年（前二三〇）に韓が滅び、十八年（前二二九）に趙の邯鄲が陥落すると、楚の地も動揺したと推測され、『編年記』十九年（前二二八）条には南郡で警戒した情勢がみえる。

十九年、□□□□南郡備警。

つづいて睡虎地秦簡「語書」では、秦王政二十年（前二二七）に南郡の守である騰が、県と道の嗇夫に、楚の邪悪な習俗をやめて秦の法令を遵守するように通達している。

廿年四月丙戌朔丁亥。南郡守騰謂縣道嗇夫。……今法律令已具矣。而吏民莫用。郷俗淫失之民不止。……今且令人案行之。擧劾不從令者。致以律、論及令・丞。有（又）且課縣官。獨多犯令而令・丞弗得者。以令・丞聞。以次傳。別書江陵布。以郵行。

つまり南郡では、占領から五〇年以上を過ぎても、秦の法令に従わず邪悪な習俗がつづくともなされ、危急の際には秦制による統治の困難さと、楚社会の不穏な情勢を示唆している。

その後、秦王二十四年（前二二三）に江淮地域の楚も滅び、二十六年（前二二一）には斉が滅んで、秦は天下を統

一した。そして長江流域と東方の楚社会は、ともに秦の郡県制に組み込まれた。しかし南郡の例からみれば、淮水流域と江淮の楚社会が、統一から一五年ほどで十分に秦の占領統治になじんだとは思われない。

また戦国楚では租税が徴収され、何らかの方法で兵役、徭役の負担があったはずである。<sup>①</sup>包山楚簡には賦税にかかわる情報はないが、おそらく楚の徭役は国内の使役にとどまっていたであろう。それに対して秦の郡県制では、もとの楚国の範囲をこえて、広く秦の領域に使役が拡がったと予測される。「史記」高祖本紀で、劉邦が卒を率いて咸陽に出かけたり、陳涉世家で陳涉・呉広が漁陽郡に戍卒として行こうとしたのは、こうした賦役や徴発を示している。これが楚の人々にとって大きな負担増加と意識され、秦末叛乱の一因となったであろう。

秦代の楚社会は、睡虎地秦簡のあと龍崗秦簡<sup>②</sup>によって、雲夢にある皇帝の禁苑や馳道に関する規定の一部がわかり、周家台三〇号秦墓の竹簡によって、郡県の官吏の行動と、曆譜の使用、占いの様子がわかる。<sup>③</sup>さらに二〇〇二年六月に、湖南省龍山県の里耶故城の井戸から発見された秦代木牘は、約三六〇〇〇点に及ぶといわれ、これからの公開によって具体的な郡県統治の実態が明らかになる<sup>④</sup>。

## 2、秦末の叛乱と漢初の楚社会

つぎに秦代の楚社会を知るために、江陵地区から離れて、秦末の叛乱のうち、①陳涉、②項梁・項羽、③劉邦（沛公）の組織と社会基盤をみておこう。

まず陳涉・呉広の叛乱では、当初に秦の軍事部隊を乗っ取り、それから県の役所、郡の治所（陳県）を掌握している。たとえば『史記』陳涉世家には、大沢郷から蕲県を攻撃し、陳県に至って「車六七百乘、騎千余、卒数万」を得たという。これはかれらが、しだいに秦の郡県制の軍隊を掌握したことを物語っている。しかし陳に至ると、陳涉

は三老・豪傑の支持によって「楚国の社稷」を立てて王となり、国号を「張楚」と称した。<sup>(15)</sup> そのあとの情勢は、『史記』六国年表の楚表を中心にとみると、以下の通りである。月は、秦二世元年（十月が年頭）の月数を示す。<sup>(16)</sup>

七月。楚隱王の陳涉が兵を起こして秦に入る。〔張楚を国号とする〕

八月。葛嬰が陳涉の為に九江を攻め取った。襄彊を立てて楚王とした。

〔趙表・武臣が趙王となる。陳涉世家・張耳の子を成都君とする〕

九月。周文の兵が戯で敗れた。葛嬰は陳涉のことを聞いて、襄彊を殺した。

〔項梁が武信君と称す。沛公の蜂起〕〔斉、燕、魏王が立つ〕

〔二年〕十月。葛嬰を誅伐した〔葛嬰は上蔡の人。房君蔡賜を上柱国とする〕。

十一月。周文が死んだ。〔周文は項燕の祝日で、春申君に仕える。將軍の印〕

〔陳涉世家・田蔵に楚の令尹の印を賜う〕

十二月。陳涉が死んだ。

端月〔正月〕。楚王の景駒の始まり。秦嘉が之を立てた。

二月。秦嘉が上將軍となる。四月。〔景駒の死〕

六月。楚懷王の始まり。

これによると陳王は、国号とともに、臣下を封君に命じたり、上柱国・令尹<sup>れいゐん</sup>などの楚の官職名を用いているが、楚の暦法や法令、国家機構などを十分に整えたかどうかは不明である。ともかく陳王は、王となって半年以内に亡くなった。つづいて秦嘉によって立てられた楚王景駒も、すぐに亡くなっている。

司馬遷は『史記』陳涉世家で、かれが置いた侯王たちが秦を滅ぼしたと述べ、秦楚之際月表の序文では、陳涉に項

羽、漢高祖につながる天命を認めている。また『史記』儒林列伝でも、魯の儒者たちが孔氏の礼器をもって陳王に帰順したと評価している。

これに対して項梁・項羽たちは、会稽郡で蜂起したとき、陳涉・呉広と同じように秦の郡県制の機構を奪取していたが、のちに楚王を立てて盱眙に都すると、楚国の国家体制を整えたとおもわれる。楚懷王となった心は、戦国楚の懷王の孫を探し出したもので、それを補佐した項梁は楚將軍・項燕の子であった。したがって項梁たちは、楚国の国家機構や、曆法や法令を復活した可能性があり、その一端が「秦楚之際月表」の楚曆に反映されていると考える。

また楚王の体制では、上柱国、令尹、司徒、上將軍、左尹などの楚の官職がうかがえる。これは曆法とあわせて、楚の国家体制を示すものである。これが西楚霸王のときまで続いたとすれば、項羽の体制は、楚制によって諸侯王を封建したものと見えよう。

さらに劉邦（沛公）は、当初、秦の沛県の機構を奪取したが、すぐに楚王の配下に入っている。そのため秦の滅亡までは、楚王のもとで楚の官職や爵を使っていたとおもわれ、その出自や構成が考察されている。

沛公が楚爵を使っていたことは、夏侯嬰や曹參、周勃、樊噲、灌嬰などが七大夫や五大夫となり、そのほか執帛、執珪などの名称から明らかである。やがて沛公は、楚とは異なる秦の体制をもつが、それがいつ頃から始まるかが問題となる。『史記』蕭相国世家では、すでに沛公が咸陽に入ったとき秦の「律令、圖書」を収めたという。そこで漢が秦の制度を継承し、秦の曆法や官職名などを採用するには二つの可能性があるとおもおう。

1 漢元年に、西楚霸王の項羽から漢王に封ぜられた時。しかし漢王となって、南鄭に行く元年四月に韓信を連葛とする例があり、まだ楚の官職名がみえる。

2 関中に戻り三秦の地を奪取したあと、秦の社稷を除き、漢の社稷を立てた時。



『漢書』高帝紀には、漢二年（前二〇五）二月癸未（五日）とある。

これについて李開元氏は<sup>⑨</sup>、漢王が漢中に赴くまでは楚制とし、元年四月以後に楚爵がみえず、漢五年（前二〇二）正月に皇帝になったとき漢の爵制に変化はないとする。そして韓信が「軍法」を定めた時期を推定して、漢元年四月から八月の間に秦制への転換があるともみなしている。

たしかに漢元年四月までは楚爵がみられ、それ以降は食邑とする記事である。しかし封邑は、楚でもみられた制度であり、その間の記事は不足している。そこで私は、もう一つの可能性として、漢王が王国に着任したあと関中を掌握するまでの間か、西楚霸王に対抗して漢の社稷を立てた漢二年（前二〇五）二月までに、秦制を継承したのではないかとおもう。

ともかく陳渉、項羽、劉邦の蜂起から、秦の滅亡までの組織をたどってみると、陳渉と項羽は楚国の復興をめざし、実際に項羽の体制は楚の制度を継承していたことがわかる。そして劉邦も、当初は楚王のもとで楚制を使い、漢王となつて初めて秦の制度に転換したとおもわれる。そして秦滅亡までの楚の体制では、かつて包山楚簡でみたような社会構成と習俗が広く機能していたと推測されよう。

それでは、楚漢の戦いから漢代初期までは、どのようなになるのだろうか。『史記』秦楚之際月表によると、江陵地区は秦の滅亡後、共敖（もと楚の柱国）の臨江国となった。しかし共敖の子の共贖は、項羽が敗北したあと捕虜となり、漢五年（前二〇二）正月に、ふたたびこの地域は南郡となっている。

義帝元年、漢元年（前二〇六）正月～三月。

共敖が臨江国に王となり、江陵に都する。（漢王が南鄭に都するのと同時期）

漢三年（前二〇四）七月。

共敖が在位三十一カ月で亡くなり、子の共驩が八月に王となる。

漢五年（前二〇二）十二月。項籍を誅する。臨江王の共驩を捕虜とする。

同年、正月。江陵地区（もとの臨江国）を南郡とする。

この臨江国の時代は、西楚霸王の影響を受けたとおもわれ、臨江王は項羽の敗北と共に叛乱し、洛陽で殺されている。<sup>(20)</sup> その後の情勢は、張家山漢簡にうかがえる。その年代は、「曆譜」に高祖六年〜十二年、恵帝元年〜七年、呂后（高后）元年、二年の月の朔日を記し、高祖五年の暦には「……新降為漢。九月……」の断簡が接続すると復元され、ふたたび南郡になった時代の資料である。「二年律令」は「具律」に呂后の父「呂宣王」の諡があることから呂后二年の律令といわれる。<sup>(21)</sup> また『奏讞書』には、秦代から漢高祖の時代にかけて、江陵以外の地域をふくむ案件がある。このように張家山漢簡は、漢の南郡統治を反映しており、『奏讞書』には秦漢時代の社会情勢がうかがえる。しかしさらに注目されるのは、漢が秦の法制を継承したことと同時に、ここに楚の社会システムを組み込みようとしている情勢がうかがえることである。この点を、もう少し詳しく考察してみよう。

## 二 『奏讞書』の高祖六年案件について

『奏讞書』には、前漢初期の地方社会を反映する案件がある。たとえば淮陽郡で起こった高祖六年（前二〇一）の案件は、県の人々が複雑にからんだ殺人事件の審議で、すでに張家山漢簡積文と、李学勤、彭浩の両氏、池田雄一氏の編著などで解説が試みられている。<sup>(22)</sup> その年代は、高祖六年だけが月の干支に合致するという。舞台となった淮陽郡は、『史記』漢興以来諸侯王年表と『漢書』地理志で、高祖十一年（前一九六）に淮陽国になる以前のこと、かつ

て陳渉が都を置いた陳がある旧楚の地域である。ここに、もとの「楚爵」をもつ人物の処遇が問題となっている。少し長くなるが、まず全体をみておこう。なお「繫、詐、跪、罵、榮、辭、鞫」の文字は読み替えの字を示し、反復記号による文字は、傍らに△を付けた（数字は竹簡の番号）。

●淮陽守行縣掾新鄴獄。七月乙酉、新鄴信爰書。求盜甲告曰。從獄史武備盜賊。武以六月壬午出行公梁亭、至今不來。不智（知）在所、求弗得。公梁亭校長丙坐以頌繫。毋繫牒。弗窮訊。<sup>76</sup>

七月甲辰、淮陽守偃刻（劾）曰。武出備盜賊而不反（返）。其從迹類或殺之。獄告出入廿日弗窮訊。吏莫追求。坐以繫者<sup>77</sup>毋繫牒。疑有姦詐。其謙（廉）求捕其賊。復（覆）其姦詐及智（知）縱不捕賊者。必盡得。以法論。

●復（覆）之。武出時、與擊<sup>78</sup>長蒼……<sup>79</sup>

蒼曰。故爲新鄴信舍人。信謂蒼。武不善。殺去之。蒼即與求盜大夫布・舍人簪裹餘共賊殺武于校長丙部<sup>80</sup>中。丙與發督警荷（苛）捕蒼。蒼曰。爲信殺。即縱蒼。它如劾。<sup>81</sup>

●信曰。五月中天旱不雨。令民犁。武主趣都中。信行離鄉。使舍人小簪裹造守舍。武發造犁。信<sup>82</sup>來不説。以謂武。武据（倨）不跪。其應對有不善。信怒、扼劍罵詈。欲前就武。武去。居十餘日。信舍人萊告信曰。<sup>83</sup>武欲言信丞相・大（太）守。信恐其告信。信即與蒼謀。令賊殺武。以此不窮治甲之它（託）。它如蒼。<sup>84</sup>

丙・贅曰。備盜賊、蒼以其殺武告丙。丙與贅共捕得蒼。蒼言爲信殺。誠、即縱之。罪。它如蒼。詰丙・贅<sup>85</sup>・信。信長吏、臨一縣上所。信恃。不謹奉法以治。至今蒼賊殺武。及丙・贅備盜賊。捕蒼。蒼雖<sup>86</sup>曰爲信。信非得擅殺人。而縱蒼。皆何解。丙等皆曰。罪、毋解。●造言如信。布死。餘亡不得。<sup>87</sup>

診問蒼・信・丙・贅。皆關內侯。信有侯子居雒陽楊里。故右庶長。以堅守榮陽。賜爵爲廣武<sup>88</sup>君。秩六百石。蒼、

壯平君。居新郡都隱？里。贅、威昌君。居故市里。丙、五大夫。廣德里。皆故楚<sup>89</sup>爵。屬漢以比士。非諸侯子。布・餘及它當坐者。縣論。它如辭。●鞠之。蒼賊殺人。信與謀。丙・贅捕蒼<sup>90</sup>而縱之。審。<sup>91</sup>

敢言之。新郡信、髻長蒼謀賊殺獄史武。校長丙・贅捕蒼而縱之。爵皆大庶長。<sup>92</sup>

律、「賊殺人、棄市」。<sup>93</sup> ●以此當蒼。

律、「謀賊殺人、與賊同法」。<sup>94</sup> ●以此當信。

律、「縱囚、與同罪」。<sup>95</sup> ●以此當丙・贅。

當之。信、蒼、丙・贅皆當棄市。繫。<sup>96</sup>

新郡甲、丞乙、獄史丙治。<sup>97</sup>

爲奉當十五牒上謁。請謁報、敢言之。<sup>98</sup>

《大意》人名と仮名には傍線を付ける。

●淮陽郡の太守（長官）が、県の掾（属吏）に新郡県の獄（案件）を審議させた。

〔高祖六年〕七月乙酉（二日）、新郡県の信の爰書（報告書）に、以下のように言う。「求盜の甲が告げて言うには、獄史の武に従って盜賊を追いかけ、武は六月壬午（二十九日）に公梁亭を出しましたが、今になっても返って来ません。居場所もわからず、探し出すことができません」と。公梁亭の校長である丙は、連坐して拘束されましたが、拘束の文書（繫牒）はなく、究明できません」と。

☆七月甲辰（二十一日）、淮陽郡太守の偃が弾劾して言う。

武は盜賊を追いかけ返らなかったが、その状況は或いは殺されたかもしれない。報告して、二十日近くになるが、

究明もされず、吏も追求していない。連坐して拘束された者も「繫牒」がない。ここには何か姦詐があるようだ。そこでその賊を逮捕し、その姦詐と、賊を捕らえずに許した者がわかれば、報告せよ。必ず下手人を得て、法を以て論ぜよ。

●ご回答いたします。武が出かけたとき、髻長の蒼と一緒に……

〔蒼の調書〕蒼が言うには、「わたしは、もと新郡県の信の舍人でした。信は蒼に、獄史の武が無礼なので、かれを殺害してくれと言いました。ただちに蒼は、求盜の大夫・布と、舍人の簪裏の余と一緒に、武を校長・丙の管轄内で賊殺しました。丙は発弩の贅と蒼を逮捕したので、蒼が信のために殺したと話す、すぐに蒼を釈放しました。ほかは弾劾の通りです」と。

●信の調書は以下の通り。

「五月中、日照りがあって雨が降りませんでした。そこで民に雨乞いの儀式をさせました。獄史の武が都中の徵発を担当し、そのとき信は出かけて郷を離れており、信の舍人（小簪裏）の逆に留守をまかせていました。ところが武はその逆を徵発して雨乞いの儀式をさせました。信は帰って来て悦ばず、武に抗議しました。しかし武は居直って跪かず、その応対は善くありませんでした。信は怒って剣を抜いて罵り、武を来させようとすると、武は逃げ去りました。そのあと十日ばかりたって、信の舍人の菜が信に告げ、武は信のことを丞相や郡太守に話そうとしていると言いました。信は信のことを訴えられるのを恐れ、ただちに蒼と謀り、武を殺させようとなりました。このため（求盜の）甲の供述を審議いたしませんでした。ほかは蒼の言う通りです」と。

丙・贅の調書。

「盜賊を追いかけるとき、蒼は武を殺したことを丙に告げたので、丙は贅と一緒に蒼を逮捕しました。ところが

蒼は信のために殺したといい、誠でしたので、すぐに釈放しました。それは罪にあたりません。ほかは蒼の言う通りです」と。

丙・贅と信への詰問。

「信は、(新郷県の)長吏で、県の役所に勤めながら、法を遵守して治めることをせず、今、蒼が武を賊殺するにいたった。丙と贅は、盗賊を取り締まり、蒼を逮捕したとき、蒼が信のためと言ったとはいえ、信は勝手に人を殺すことはできないのに、蒼を釈放した。これらは皆な、何か弁明があるのか」と。

丙らは皆な、「有罪で、ほかに弁明はありません」と答えた。

●(信の舍人)逆の証言は、信の通りでした。(蒼と一緒に武を殺した求盗の大夫)布は死亡し、簪裏の余は逃亡して捕まえられません。

蒼・信・丙・贅へ、かれらが皆な「関内侯」にあたるかを尋問した。信は侯子で雒陽の楊里に住んでいました。故は右庶長の身分です。(漢が楚と戦ったとき)滎陽を堅守した功績で、爵を賜り広武君となりました。秩は六百石。蒼は壮平君となり、新郷の都隠?里に住んでいました。贅は威昌君となり、故市里に住んでいました。丙は五大夫で、広德里に住んでいました。かれらは皆な故の楚爵の身分をもち、漢に帰属してから土に比定したものです。諸侯国の人ではありません。布と余や、他の連坐の者は、県府で論じました。ほかは調書の通りです。

●(鞫)審議をご報告いたします。

蒼は人を賊殺しました。信は共謀いたしました。丙・贅は蒼を逮捕しながら、これを釈放しました。以上は明白です。

\*

文書を上申いたします。新鄴の信と撃長の蒼とは、共謀して獄史の武を賊殺しました。校長の丙と、贅は、蒼を逮捕しながら釈放しました。爵は、みな大庶長の身分です。

律に「人を賊殺するものは、棄市」とある。●これを以て蒼に当てる。

律に「人を賊殺するを謀るものは、賊と法を同じくす」とある。●これを以て信に当てる。

律に「囚を釈放した場合は、その罪と同じくす」とある。●これを以て丙と贅に当てる。

その結果、信と蒼、丙、贅たちは、みな棄市（死罪）に当たり、獄に拘留します。

この案件は、新鄴（県令の）甲と、丞の乙、獄史の丙が担当しました。

十五種類の牒を奉り、拝謁、ご報告いたします。以上、文書を上申いたします。

これを事件の経過にしたがって要約すれば、つぎのようになる。

まず発端は、高祖六年五月に淮陽郡の新鄴県で行われた雨乞いの儀式である。この儀式で、県の都中（都郷にあたるか）の徴発を担当したのは獄史の武であった。かれは県の長吏である信の屋敷に行き、その留守をあずかっていた舍人（未だ籍に傳していないが、爵は簪裹）の造を徴発した。あとで帰宅した信は、武を呼びつけたが、その無礼な態度に怒って剣を抜いて罵り、武は逃げ去った。ところが十数日たって、信は別の舍人の萊から、武が丞相、太守に告発しようとすることを知り、もとの舍人である撃長の蒼と相談して、武の殺害を決意した。

六月になって県で盗賊の事件があったらしい。そこで獄史の武が、求盗の甲と一緒に盗賊を追いかけた際に、同行した撃長の蒼と、求盗（漢の五等爵、大夫）の布、舍人であった（漢の三等爵、簪裹）余たちは、ひそかに武を殺害した。そこで求盗の甲は、二十九日に公梁亭の管轄区で武が行方不明になったと県に報告した。

表1 新鄴県の社会構造

| 郡県の機構                                                                                                                                                     | 楚爵の人々、その関連                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">                     淮陽郡                 </div> 郡守・偃<br>掾 |                              |
| <b>【新鄴県】</b><br>県令・甲<br>県丞・乙<br>獄史・丙                                                                                                                      | 県の<br>長吏・信                   |
| <b>【郷】</b><br>獄史・武<br>求盜・甲                                                                                                                                | 舎人・造<br>舎人・萊<br>擧長の蒼<br>簪裏の余 |
| <b>【公梁亭】</b><br>部中                                                                                                                                        | 校長・丙<br>発弩・贅                 |

新鄴の信は、七月二日に淮陽郡守の偃に事件の「爰書」を出したが、求盜の甲の供述と、公梁亭の校長である丙のことを述べながら、究明できなかったと報告した。報告のあと、二十日たっても究明できないことに疑惑を感じた淮陽郡守は、二十一日、ふたたび審議を求める弾劾の文書を新鄴県に送った。以下は、それを審議した新鄴県令の甲と、丞の乙、獄史の丙たちが、連名で回答した文書である。ここで、しだいに真実が明らかになる。

その手続きはともかく、審議の中で注目されるのは、事件の首謀者となった信をはじめ、かれの舎人で殺害を実行した人々、殺人を見逃した役人たちは、かつて楚爵をもつ人物たちで、のちに漢に帰属したという事実である。ここに隠された楚社会の状況がうかんでくる〔表1を参照〕。

まず新鄴県の長吏である信は、侯子で雒陽の楊里に住んでおり、もとは右庶長の身分であった。ところが高祖三年（前二〇四）に漢と楚が戦ったとき、かれは滎陽を堅守した功績で爵を賜り、広武君（秩は六百石）となっていた。かつて信の舎人であった擧長の蒼も、同じ時期に壮平君となったらし



く、新郷の里に住んでいた。さらに蒼を逮捕しながら、信のために無礼な武を殺害したという理由を聞いて釈放した、校長の丙と発弩の贅も、同じような人々であった。尋問によると、贅は威昌君となって故市里に住み、丙は五大夫となり広德里に住んでいた。そして重要なのは、かれらが皆な「故の楚爵」をもち、漢に帰属してから士の身分に比定したということである。その爵は、みな大庶長（漢の十八等爵）の身分であった。そのため、かれらは漢の郡県機構に組み込まれ、県内の職務である長吏や、掾長、亭の校長、発弩などの役職についていたのだろう。

とすれば蒼や、校長の丙、発弩の贅たちの行動は、もう少し別の解釈ができそうである。つまり蒼が、信のために武の殺害を引き受けたのは、ただ信の舎人であっただけではない。かつて楚の社会にいたかれは、漢の官吏である武に対して反感をもっていた可能性がある。また校長の丙が、殺人は罪であると知りながら、すぐに蒼を釈放したのは、主人のために仁義をつくす理由を認めただけに、もう一つ、信の立場を重んじる楚社会の価値観が左右したのかも示れない。

ここで思い出すのは、包山楚簡にみえる陰泉の案件である。これは戦国中期の楚社会であるが、陰泉では貴人に属する舒氏の一族が殺人を犯し、それを正当化しようとしていた。この場合は、舒氏の横暴とおもわれ、それを証言する多くの人々がいた。しかし漢代淮陽郡の事例では、獄史の武のほうに非があったようで、貴人がその殺害を正当化しようとする状況は、よく似ている。これは法律の正当性というよりも、仇討ちに似た楚の習俗が関連するのかもしれない。少なくとも校長の丙が、蒼の供述を聞き、すぐに納得して釈放したという事実は、何らかの根拠を想定させる。

これに対して、漢の判決はきわめて原則主義である。審議の結果、蒼に「賊殺人、棄死」という律を、信に「謀賊殺人、与賊同法」という律、丙と贅に「縦囚、与同罪」という律を適用して、ともに「棄死」に当って身柄を拘束し

た。このうち二つの律は、『二年律令』の「賊律」と共通しており、もしこれが高祖六年の案件とすれば、『二年律令』は高祖時代の律を継承したことになる。<sup>(28)</sup>しかし審議の通り、そのまま刑罰が施行されたかは、この案件からはわからない。

このような『奏讞書』の案件を、墓主が書写していたのは、実際に適用されたためか、それとも同じような事件が起らないように学ぶためだったのか。ともかくここには、秦の法令を継承した漢の法制統治に対して、それ以前の楚社会をうかがわせ、楚爵をもつ人々を漢の体制に組み込んだ情勢がたしかにある。こうした情勢は、漢初の郡県制と諸侯国の統治にも反映しているのではなからうか。

### 三 漢初の郡県制と諸侯国

漢五年（前二〇二）十二月に項羽が敗北したあと、漢王は推されて皇帝となり、諸侯王たちを封建した。このとき注目されるのは、高祖が諸侯を封建する条件である。

『史記』高祖本紀によると、漢王は項羽の死後、楚の地を平定し、さらに項羽が魯公であった魯を降伏させ、穀城で項羽を葬った。そこから定陶に行き、斉王の軍隊を奪った。そして漢五年正月、諸侯と將軍・相たちが漢王を推戴して、二月の甲午に汜水のほとりで皇帝になったと記している。そのあと、高祖は韓信たちを封じた。

皇帝曰、義帝無後。齊王韓信習楚風俗、徙爲楚土、都下邳。立建成侯彭越爲梁王、都定陶。故韓王信爲韓王、都陽翟。徙衡山王吳芮爲長沙王、都臨湘。番君之將梅鋗有功、從入武關、故德番君。淮南王布・燕王臧荼・趙王敖皆如故。

ところが『漢書』高帝紀下では、まず春正月に韓信たちを諸侯に封じて、そのあと二月甲午の日に皇帝の位についたことになっている。

下令曰。楚地已定。義帝亡後。欲存恤楚衆。以定其主。齊王信習楚風俗。更立爲楚王。王淮北、都下邳。魏相國建城侯彭越勤勞魏氏。卑下士卒。常以少擊衆。數破楚軍。其以魏故地王之。號曰梁王、都定陶。

これによると高祖は、もとの諸国の地に梁王や韓王、長沙王、淮南王、燕王、趙王を封じているが、とくに齊王の韓信を楚王とするとき、興味深い説明を加えている。つまり『史記』では、項羽が殺させた義帝には後裔がなく、韓信が楚の風俗を熟知しているので、楚王として下邳に都させるといふ。さらに『漢書』では、平定した楚の民衆をねぎらうため、楚の風俗を知っている韓信を楚王として淮水の北まで治めさせた。これは項羽が本拠とした地域でもある。したがって韓信は、高祖が皇帝に推戴されるのと前後して、とくに重要な楚の地に王となったことがわかり、「楚の風俗」を配慮する統治がうかがえる。ただし楚王となった韓信は、翌六年（前二〇一）十二月になって、謀反の疑いをかけられ、わざわざ高祖は雲夢に巡狩すると偽り、諸侯を陳で会合させて、かれを淮陰侯に降格させている。これには政治的な背景があるようで、あるいは義帝を継承する名分のほかに、項羽の領地を継承する楚王の勢力を恐れて排除しようとしたのかもしれない。<sup>26)</sup>

そのとき『史記』高祖本紀では、韓信の失脚に関連して、齊の地方を重視している。

田肯賀、因説高祖曰、陛下得韓信、又治秦中。秦、形勝之國、帶河山之險、縣隔千里、持戟百萬、秦得百二焉。

地執便利、其以下兵於諸侯、譬猶居高屋之上建瓴水也。夫齊、東有琅邪・即墨之饒、南有泰山之固、西有瀋河之限、北有勃海之利。地方二千里、持戟百萬、縣隔千里之外、齊得十二焉。故此東西秦也。非親子弟、莫可使王齊矣。高祖曰、善。賜黃金五百斤。

これによれば齊は、秦と並ぶ東西の軍事的な要地であり、琅邪・即墨の土地や、渤海の海産がある豊かな地域であった。そこで田肯は、劉氏でなければ齊王とすべきではないと進言し、高祖はそれに従った。このように漢代初期の齊は、楚と同じように王国として重視され、しかも高祖九年（前一九八）には齊の田氏を、楚の昭氏・屈氏・景氏・懷氏とともに関中に移住させているから、楚とよく似た社会構造をもつ可能性がある。<sup>(27)</sup>

先の淮陽郡新郷は、陳とともに「楚の風俗」の影響をうけた土地柄であった。そこで高祖六年の案件は、こうした漢初の郡県制の統治下で、楚の習俗にかかわる事件ではないかと推測するのである。のち高祖十一年に淮陽国となったのは、こうした土地柄が一因となったかもしれない。

それでは、前漢初期の郡県制と諸侯国は、どのような情勢によるのだろうか。これについて『史記』には『漢書』地理志のような部門がなく、高祖本紀や漢興以来諸侯王年表、高祖功臣年表などによって政治区域が考察されている。<sup>(28)</sup>しかしなお不明な点もあり、これを補足するのが『二年律令』の「秩律」である。

「秩律」は、『史記』に見えない漢代初期の官僚組織を記しており、あたかも『漢書』百官公卿表と地理志にあたる中央・地方官制の資料といえよう。<sup>(29)</sup>また「秩律」には、六〇〇石の官に太卜、太史、太祝と、宦者、中謁者が記されており、「史律」の「太史、太卜、太祝」の記載とともに、父の談や司馬遷が任官するときの情報を提供している。<sup>(30)</sup>ここで注目するのは、内史と郡にある各県の長官リストである。

表2は、『張家山漢墓竹簡』の注釈にしたがって漢初の地域別に区分し、県の長官、次官などのランクを一覧したものである。秩五〇〇石と不明の県は省いた。この「秩律」にみえる郡県の年代について、いくつかの特徴をみておこう。

まず内史の領域では、櫟陽と長安が長官の秩一〇〇〇石のトップにある。長安は、『史記』漢興以来将相名臣年表

や『漢書』高帝紀によると、高祖六年に咸陽を長安と改名し、翌七年二月に櫟陽から長安に遷都した。したがって長官の秩六〇〇石の役職に、長安西市を記し、櫟陽の市がないのは、あるいは長安に重点が移った状況を反映するのであらうか。また長官の秩八〇〇石の県に長陵があり、これは高祖九年に置かれたものである。なお高祖十年に櫟陽から分かれた万年県がみえないのは、欠落かもしれない。「秩律」の年代は、ほかの県についても分析が必要である。<sup>(22)</sup>

つぎに秩一〇〇〇石の長官をもつ大県は、その所屬する郡が政治・軍事などの重要地域とみなすことができ、それは京師の内史のほか、河南郡、沛郡、雲中郡、蜀郡にあたる。河南郡には洛陽があり、沛郡は少し離れているが、沛・豊は沛公（劉邦）と功臣たちの出身地である。雲中郡は、『漢書』高帝紀の十一年春正月条の詔に、代の雲中以西を雲中郡とする記事があり、匈奴に備える地であった。かつて高祖は、七年冬十月に平城で匈奴に囲まれて脱出し、同年十二月に如意を代王としている。蜀郡は、楚漢の戦いから以降、関中の物資と人材を支える地域である。こうしてみると、「秩律」の示す郡県は、おおよそ高祖七年に長安遷都して以降、高祖末年ころの情勢とみてよからう。

図1は、「秩律」郡県の位置を示したものである。また「津関令」の規定からも、長安を起点とする交通路に、函谷関と武関や、黄河、漢水、長江の渡し場と関所がわかり、これらの復元によって漢初の郡県制のあり方を知ることができる。

長安がある内史の東方には、水陸の関所が設けられた。まず、①渭水の北から黄河を渡る際に「臨晋関」があり、ここから河東郡、上党郡に至る。河東郡と上党郡は、長官一〇〇〇石の県がなく、八〇〇石、六〇〇石の県を多く配置している。つぎに、②陸路の要衝「函谷関」は、河南郡の洛陽方面、河内郡、魏郡、東郡、沛郡につづく主要路線である。これが東方の境界となる。

③長安から藍田をこえて東南の「武関」は、南陽郡に通じ、河南郡の南にある潁川郡、汝南郡へも達している。ま

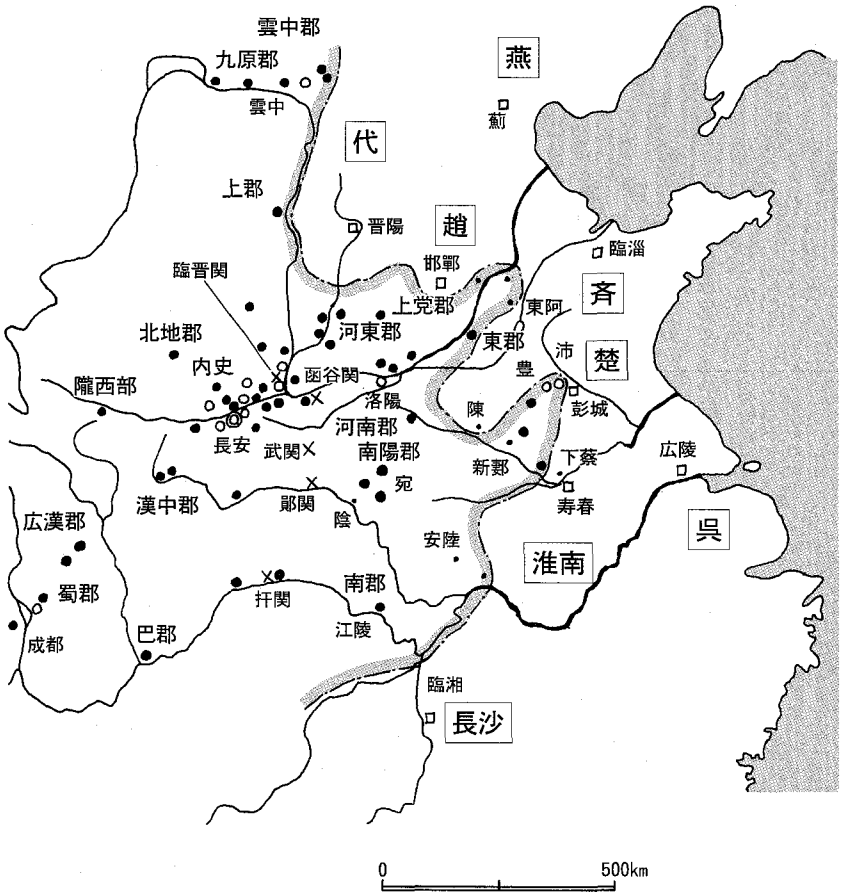
表2 前漢初期の郡県制

| 地域                                                | 1000石<br>(丞400石)                 | 800石<br>(丞、尉400石)                               | 600石<br>(丞、尉300石)                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内史                                                | 櫟陽、長安<br>頻陽、臨晉<br>新豐、槐里<br>好畤、郃陽 | 胡、夏陽、下邳<br>滎、鄭、雲陽<br>重泉、華陰、衙<br>藍田、池陽、長陵        | 汧、杜陽、沫(漆?)、上雒、商、武城<br>翟道、陝、盧氏、新安、新成、宜陽、鄜<br>美陽、壞德<br>鄭?、〔長安市〕                                                                                                       |
| 河南郡                                               | 雒陽                               |                                                 | 平陰、河南、緱氏、成皋、滎陽、卷、岐<br>陽武、陳留、梁、圉、酸棗、蜜、苑陵<br>中牟、啓封                                                                                                                    |
| 河東郡<br>上党郡<br>河内郡<br>東郡<br>魏郡                     |                                  | 楊、臨汾、蒲反<br>平陽、絳<br>長子<br><br>温、脩武、軹<br><br>濮陽   | 汾陰、垣、獲澤、襄陵、蒲子、皮氏、北屈<br>蔺<br>路、涉、余吾、屯留、端氏、阿氏、壺関<br>兹氏、高都、銅鞮、涅、襄垣<br>河陽、汲、潯陽、朝歌、野王、山陽、共<br>隆慮、索〔邑〕<br>陽平、東阿、聊城、觀、白馬、東武陽<br>茌平、鄆城、頓丘<br>武安、内黄、繁陽、館陰(陶)                 |
| 沛郡<br>潁川郡<br>汝南郡<br>南陽郡<br>南郡                     | 鄆、沛                              | 鄆、城父<br>陽翟<br><br>慎<br>宛、穰、新野、贊<br><br>巫、江陵     | 成安、陽城、襄城、偃、郟、尉氏、潁陽<br>長社、許、潁陰、定陵、舞陽、鄆陵<br>西平、陽成、陽安、朗陵、女陰<br>析、鄆、鄧、南陵、比陽、平氏、胡陽<br>蔡陽、隋、葉、雒、魯陽、犇<br>柘、滎、臨沮、夷陵、竟陵、安陸、州陵<br>沙羨、西陵、夷道、下隲                                 |
| 雲中郡<br>九原郡<br>上郡<br><br>北地郡<br><br>隴西郡<br><br>西河郡 | 雲中                               | 咸陽、原陽、北興<br>九原、西安陽<br>圜陽、高奴<br><br>彭陽<br><br>上邽 | 武都、武泉、沙陵<br>南興、曼柏、莫鞮、河陰<br>雕陰、洛都、襄城(洛)、漆垣、定陽、平陸<br>饒、陽周、原都、平都、高望、雕陰道<br>烏氏、朝那、陰密、郁郅、葷、婦德、胸衍<br>義渠道、略畔道、方渠、除道<br>狄道、戎邑、辨道、武都道、予道、氐道<br>下辨、獬道、略陽、緜諸<br>平周、西都、中陽、広衍、博陵 |
| 蜀郡<br>漢中郡<br><br>広漢郡<br><br>巴郡<br>武陵郡             | 成都                               | 臨邛<br>南鄭、成固、西成<br><br>新都、武陽、梓潼<br>涪<br>胸忍、江州    | 青衣道、嚴道<br>葭?、旬陽、安陽、長利、錫、上庸、武陵<br>房陵<br><br>臨江、涪陵、安漢、宕渠、枳、平樂、江陽<br>孱陵                                                                                                |

\* 張家山漢簡「秩律」による。ゴシック体は大県がある郡。

図1 漢初の郡県と諸侯国

- |               |         |
|---------------|---------|
| ○ 長官の秩1000石の県 | □ 諸侯国の県 |
| ● 長官の秩800石の県  | × 津関    |
| ・ その他の県       |         |



た南陽郡から南には南郡がある。これらの地域は、すべて八〇〇石の官が最高で、残りは長官六〇〇石の県で構成されている。一方、④内史の南方で、かつて漢王の領地であった漢中郡の南鄭から、漢水の下流には「郾関」（湖北省郾県）が設けられた。ここから南下すると、また南郡の方面に至る。さらに南方は、広漢郡、蜀郡、巴郡があるが、⑤ここから長江に「扞関」（重慶市奉節）がある。これもまた南郡に至るルートである。これらが広く東方への防衛ラインとなっている。

これに対して内史の北方と西方は、とくに関所が記されていない。しかし北方は、北地郡、上郡、西河郡から、先にみた雲中郡や九原郡に至るルートで、秦代の長城が残っている。これらは西方の隴西郡とともに、内史の地域をとりまいている。

こうして漢の内史から、関所をこえた郡県の配置をみると、それは戦国秦が楚の都・郢を陥落させたあと、韓・魏・趙（三晋）の西部を領有し、六国を滅ぼそうとする直前の地域とほぼ一致している。これはすでに指摘されていたが、「秩律」によって具体的に郡県の編成が明らかになったといえよう。

また漢初の郡県制をみると、これまで王朝の基盤となる新県・旧県の問題についても、新たな手がかりを与えてくれる。たとえば木村正雄氏は、秦漢帝国の基盤を、旧来の農耕地から切り離された新県に求めた。しかし「秩律」に見える漢初の県は、ほとんどが旧県である。とくに内史の県は、一〇〇〇石の長官をもつ櫟陽、長安、新豊を中心として、それを頻陽、臨晋、槐里、好時、郿陽が囲む形勢である。また長官八〇〇石の県は、この周辺を取り囲むようにし、長陵をのぞく十一県はすでに漢代以前の起源をもっている。さらに長官六〇〇石の県は、内史の周辺部に多い。これは首都圏の県が、荒廃した咸陽などをのぞき、秦代の主要な県によることを示している。

同じように内史の東方で、長官一〇〇〇石の県をみると、河南郡は雒陽を拠点とし、これが黄河流域の中心である。



河東郡、上党郡、河内郡、東郡、魏郡にあたる地域では、長官八〇〇石の楊、臨汾、蒲反、平陽、絳、長子、温、脩武、軹、濮陽が、内史と河南郡の周辺に配置され、これも漢代までの著名な県が多い。また南陽郡では、宛、穰が著名なのに対して、新野、贊の置県はよくわからない。しかし沛郡、潁川郡、汝南郡、南郡では、やはり長官一〇〇〇石の酈、沛と、酈、城父、陽翟、慎、巫、江陵のように、漢代以前の県が中心となっている。これらの県を拠点として、長官六〇〇石の県が広く点在している。とくに沛郡は、東方に飛び地のよう位置しており、東郡の県は齊国と境界を接し、黄河の下流に通じている。

蜀郡の方面では、経済の発展で有名な成都、臨邛が中心となっている。北辺の郡や隴西郡、西南の郡では、長官八〇〇石の県のうち、設置の年代が不明なものもあるが、すでに漢初までに設置されていたことがわかる。

このように「秩律」の郡県をみると、当初に重点とした県は、多くが旧来の人口と経済基盤をもつ著名な県であった。だから漢王朝は、『漢書』高祖六年（前二〇二）冬十月条に「天下の県・邑をして城かしむ」とあるように、城郭の補修をしながら県制を整えていったのであろう。

また山田勝芳氏は、『二年律令』の規定によって、これまで前漢前期は郡より県の独立性が高いという理解に疑問を出されている。それは郡が、行政と裁判の方面で優位をもっているためであるとし、たしかに郡が県を行政的に統括していることは明らかである。しかし郡の統治が、どのような側面で機能しているか、あるいは県内部の徴税と徴発などの実態については、なお検討を深めてゆく必要がある。

ここでは、そうした郡県制の特徴とともに、諸侯国との関係を展望しておきたい。それは東方にある諸侯国は、大半が旧楚と齊の地方を占めている点である。とくに楚の地は、『史記』貨殖列伝の地理に「西楚、南楚、東楚」と区分するように、呉越をふくむ広大な地域に及んでいる。たしかに諸侯国は、旧趙や燕の地域にも置かれ、その設置は

高祖が諸侯に推戴されたことにもよる。また初期の諸侯王も高祖の末年までに、功臣たちから劉氏の諸侯国に変わってゆく側面がある。それでも景帝期の呉楚七国の乱でうかがえるように、旧楚と斉の地方は領域の広大さとともに、政治・経済・文化の方面でも優勢を保っている。<sup>(36)</sup>そこで諸侯国の特徴は、一つに旧楚と斉の社会・習俗への重視が基本にあるとおもわれる。

そのとき諸侯国の下部に、いくつかの郡県をふくむのは、けっして戦国諸国の体制にもどったわけではない。これは統一秦のとき郡県制となったものが、秦の滅亡後、項羽が西楚霸王であった時期に封建した諸侯国の体制に近い。<sup>(37)</sup>また高祖は沛県の出身で、漢王になるまでは楚の体制に従っており、楚漢の戦争を経たのちも、『奏讞書』の案件でみた楚の人々を組み込もうとする体制からすれば、漢初の諸侯国は旧楚と斉に重点をおく項羽の体制にならった可能性もある。<sup>(38)</sup>

したがって漢王朝の全体は、西方の直轄地ともいえる地域を、秦を継承した郡県制（秦の社会システム）とし、東方の諸侯国を項羽の体制（楚の社会システム）にならせたということができよう。この意味で、先にみた江陵地区の楚社会は、ただ長江流域の文化的な特色ではなく、項羽の体制と、漢王朝の東方社会をも反映することになる。近年の包山楚簡と張家山漢簡は、こうした秦漢帝国の成立における秦・楚の社会を考察する上で、貴重な視点を提供するとおもわれる。

## おわりに

本稿では、包山楚簡と張家山漢簡を手がかりとしながら、とくに秦漢帝国が成立する時期の秦・楚の社会システムに注目してみた。楚の社会システムとは、秦末の叛乱にみられた楚の制度や、包山楚簡と『奏讞書』の案件からうかがえる秦の法制とは異なる社会構造と習俗である。ここに秦と漢王朝では、楚の社会システムとの統合が主要な課題であったことがわかる。

湖北省江陵地区は、古くから楚文化の本拠地であるとともに、戦国秦漢時代の地方統治の変化を示すモデル地区である。この地域は、包山楚簡が示す戦国楚の社会から、睡虎地秦簡が示す戦国秦の南郡へと移行した。それと同時に江陵地区にみられた楚の社会構造と制度は、おそらく淮水、江淮地域での楚社会に残されたとおもわれる。

統一秦の時代には、雲夢龍崗秦簡と周家台三〇号秦墓の竹簡が、郡県制の統治下にある社会情勢の一部を反映しており、南郡に隣接する湖南省龍山県では、里耶秦代木牘によって洞庭郡の状況が解明されてゆくであろう。さらに楚漢戦争の時期では、項羽が西楚霸王となって諸侯を封建するとき、江陵地区は臨江国となり江陵を都とした。そして漢五年十二月に漢が項羽を破り、同年正月に臨江王の領地はふたたび漢の南郡となった。この統治を反映するのが張家山漢墓竹簡である。

つまり江陵地区は、楚文化から秦文化、項羽の影響下にある楚文化と、秦文化の影響を受けた漢文化のもとで生活するという地域の歴史をもっている。しかし楚社会の特徴は、江陵地区の変遷にとどまらない。それは江陵地区という範囲をこえて、秦末から漢王朝の成立までの東方社会の情勢を示唆しており、今後とも出土資料の公開によって、

項羽と劉邦の時代の『史記』研究を進めることができるか考える。

これを漢王朝の地方統治という観点からみれば、関中と秦の占領地を継承する郡県制と、西楚霸王の体制をもつ諸侯国の統治は、秦・楚の制度と習俗を受け継いでおり、それが漢の郡国制の特色ではないかとおもわれる。ここに秦漢帝国の双方が、秦と楚の社会システムを統合しようと試み、全国的な地方統治を模索した姿が浮かんでくるであろう。

## 注

- (1) 拙稿「中国古代の関中開発―郡県制形成過程の一考察―」(『佐藤博士退官記念中国水利史論叢』国書刊行会、一九八四)、同「戦国・秦代の軍事編成」(『東洋史研究』四六―二、一九八七)、同「戦国秦の領域形成と交通路」(平成三年度科学研究報告書『出土文物による中国古代社会の地域的研究』一九九二)など。
- (2) 拙稿「戦国楚の領域形成と交通路―『史記』楚世家と鄂君啓節の比較検討」(平成五年度科学研究報告書『史記』「漢書」の再検討と古代社会の地域的研究)一九九四)、同『史記』と楚文化―江陵・雲夢の地域社会(『社会科学』学研究)二八、一九九四)、同『史記』与楚文化(『長江文化論集』第一輯、湖北教育出版社、一九九五)、同「包山楚簡にみえる戦国楚の県と封邑」(『中国出土資料研究』三、一九九九)など。
- (3) 『睡虎地秦墓竹簡』「語書」から秦の占領統治を説明したものは多い。秦と楚社会の考察は、工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八)など参照。また戦国秦から秦漢時代の楚文化は、丁毅華『湖北通史・秦漢卷』(華中師範大学出版社、一九九九)で概説している。
- (4) 張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」(『文物』一九八五年一期)、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組「張家山漢墓竹簡」(二四七号墓)(文物出版社、二〇〇二)。また池田雄一編『奏瀛書―中国古代の裁判記録』(刀水書房、二〇〇二)に解

説と『文物』論文の翻訳がある。

(5) これまで『史記』の編集は、伝来の文献との比較によって検討されてきたが、諸文献の成立年代と伝本の経過に不明な点があり、決定的な根拠を欠くところがあった。これに対して、武帝期前後の古墓と遺跡から出土した資料は、『史記』を編纂する際の先行資料を類推させるものである。これらの出土資料から当時の書籍のあり方を復元し、文献とあわせて『史記』の構成を分析するというのが、新たな史料学の方法論である。拙著『史記戦国史料の研究』第一編第一章『史記』と出土書籍、拙稿『簡牘・帛書の発見と『史記』研究』（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二二、二〇〇二）を参照。なお柴田昇「黄老・道家・諸子百家―『黄老』像再考のためのノート」（『名古屋大学東洋史研究報告』二五、二〇〇一）も、出土資料の意義を述べている。

(6) 拙著前掲『史記戦国史料の研究』第二編第五章『史記』楚世家の史料的考察。

(7) その報告と釈文は、湖北省荆沙鐵路考古隊包山墓地整理小組「荆門市包山楚墓發掘簡報」、包山墓地竹簡整理小組「包山二号墓竹簡概述」（以上、『文物』一九八八年五期）、湖北省荆沙鐵路考古隊『包山楚墓』上下（文物出版社、一九九一）、同『包山楚簡』（文物出版社、一九九二）が基本となる。また索引や考証には、張光裕主編『包山楚簡文字編』（台湾芸文印書館、一九九二）、劉信芳『包山楚簡解詁』（芸文印書館、二〇〇三）などがある。

(8) 陳偉『包山楚簡初探』（武漢大学出版社、一九九六）、拙稿「書評：包山楚簡研究の新段階―陳偉著『包山楚簡初探』」（『中国出土資料研究』二、一九九八）。文献による楚の官職は、董說著、繆文遠訂補『七国考訂補』（上海古籍出版社、一九八七）にみえる。

(9) 鄂君啓節は、一九五七年に寿县城の東門から二キロの地点で発見されたが、今日からみれば寿春故城の東北部にある宮殿地区から出土したことになる。寿春故城の復元は、曲英傑「楚都寿春郢城復元研究」（『江漢考古』一九九三年三期）、劉和恵「楚文化的東漸」（湖北教育出版社、一九九五）、村松弘一「中国古代淮南の都市と環境―寿春と芍陂」（『中国水利史研究』二九、二〇〇一）など参照。

- (10) 『雲夢睡虎地秦墓』編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八二)、睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇)など。
- (11) 戦国諸国では、都城をはじめ河川や道路などの土木事業があり、これらは共通した労働力の調達があったことを示している。拙稿「戦国・秦代の都市水利」(『中国水利史研究』二〇、一九九〇)。
- (12) 劉信芳、梁柱『雲夢龍崗秦簡』(科学出版社、一九九七)、中国文物研究所、湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』(中華書局、二〇〇一)。
- (13) 湖北省荆州市周梁玉橋遺址博物館「閔沮秦漢墓清理簡報」、彭錦華「周家台三〇号秦墓竹簡」秦始皇三十四年曆譜「积文与考」(以上、『文物』一九九一六期)、湖北省荆州市周梁玉橋遺址博物館編『閔沮秦漢墓簡牘』(中華書局、二〇〇一)など。
- 「曆譜」は、卷末の付表を参照。
- (14) 「湖南龍山里耶戰国—秦代故城一号井発掘簡報」、李学勤「初読里耶秦簡」(以上、『文物』二〇〇三年一期)など。
- (15) 馬王堆帛書「五星占」の「張楚」については、劉乃和「帛書所記『張楚』国号与西漢法家政治」(『文物』一九七五—五期)、田余慶「説張楚」(『歴史研究』一九八九—二期、のち『秦漢魏晋史探微』中華書局、一九九三)で論じている。
- (16) 周家台秦墓の「曆譜」木牘は、秦二世元年(前二〇九)のものといわれ、もしそうであれば朔日の対照ができる。
- (17) 拙稿「『史記』項羽本紀と秦楚之際月表」(『東洋史研究』五四—一、一九九五)参照。「史記」項羽本紀では、かつて陳嬰を楚王に立てようとし、母の助言で取りやめた話があるが、項梁と項羽は秦滅亡まで楚王になっていない。
- (18) 西嶋定生「中国古代帝国形成の一考察」(一九四九、『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三)、守屋美都雄「漢の高祖集團の性格について」(一九五二、『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八)など。
- (19) 李開元『漢帝国の成立と劉邦集團』(汲古書院、二〇〇〇)、同『漢帝国的建立与劉邦集團』(生活・読書・新知三聯書店、二〇〇〇)は、第一章「漢初軍功受益階層の成立」で楚漢の際の爵制を論じ、第三章「秦末漢初の王国」で陳渉、懷王、項羽と漢の王国を考察している。

(20) 『史記』高祖本紀、五年条に、

天下大定。高祖都雒陽、諸侯皆臣屬。故臨江王驩爲項羽叛漢。令盧縮・劉賈圍之、不下。數月而降、殺之雒陽。

(21) 『張家山漢墓竹簡』の説明。「曆譜」は約二三センチの竹簡に、十月から九月まで一年の曆（十月を歳首とする顛項曆）を記したもので、全部で十八本ある。一部に欠落があるが、高祖五年（前二〇二）から十二年、惠帝元年から七年をへて、呂后（高后）元年、二年（前二〇一）までの曆と復元されている。大小の月の朔日は、これまでの曆の復元とほぼ共通しており、漢代曆法の変遷や、この墓の竹簡の年代を決定する上で貴重な資料といわれる。巻末の付表を参照。

(22) 『張家山漢墓竹簡』と、李学勤「『奏讞書』解説（上）」、彭浩「談『奏讞書』中的西漢案例」（以上、『文物』一九九三年八期）。

また前掲『奏讞書——中国古代の裁判記録』は、案件一六までの訳注と、李学勤、彭浩両氏の論文翻訳がある。ほかに飯尾秀幸「張家山漢簡『奏讞書』をめぐって」（『専修人文論集』五六、一九九五）、宮宅潔「秦漢時代の裁判制度」（『史林』八一—二、一九九八）、直井晶子「前漢初期の県令と門下・舍人——張家山漢簡『奏讞書』案件一六をめぐって」（『史滴』21、一九九九）、学習院大学漢簡研究会「漢初官吏犯罪三編——江陵張家山漢簡『奏讞書』を読む」（『中国出土資料研究』七、二〇〇三）など。

(23) 『張家山漢墓竹簡』の注釈は、『漢書』高帝紀上、三年夏四月、滎陽の戦いによるという。史料には「項羽圍漢滎陽。漢王請和。割滎陽以西者爲漢。亞父勸項羽急攻滎陽。漢王患之。陳平反間既行。羽果疑亞父。亞父大怒而去。發病死」とある。

(24) 漢代初期の対応は、『史記』高祖本紀に「五月、兵皆罷歸家。諸侯子在關中者復之十二歲、其歸者復之六歲、食之一歲」とあり、『漢書』高帝紀下、五年、夏五月条の詔には、詳しく爵制が記されている。李開元前掲『漢帝國の成立と劉邦集團』（二五—四一頁）は、この詔を分析して「諸侯子」を諸侯国の人と解釈している。

(25) 『奏讞書』高祖六年の案件には、『二年律令』「賊律」の「賊殺人……棄市」（二一簡）、「謀賊殺、傷人、與賊同法」（二六簡など）の二条と同じ記載を引いており、『二年律令』は高祖時代の律を繼承している。とすれば『二年律令』は、高祖二年の律令を追加したものかもしれない。

(26) 『史記』高祖本紀に、事件後の処置として二国に分けたことがみえる。

後十餘日、封韓信爲淮陰侯、分其地爲二國。高祖曰、將軍劉賈數有功、以爲荊王、王淮東。弟交爲楚王、王淮西。子肥爲齊王、王七十餘城、民能齊言者皆屬齊。乃論功、與諸列侯剖符行封。徙韓王信太原。

また広く風俗を配慮している例として、『史記』呉王濞列伝の例がある。呉王劉濞は、高祖の兄の子で、淮南王の黥布が叛乱を起こしたとき、二十歳で従軍して功績をあげた。高祖は空白となった呉・会稽が「慳惓」であるのを憂えて、十二年（前一九五）に壯年の劉濞を呉王に封じ、三郡五十三城を領有させている。

(27) 『漢書』高帝紀下、九年条に、

十一月。徙齊楚大族昭氏・屈氏・景氏・懷氏・田氏五姓關中。與利田宅。

とある。また前漢末の『漢書』地理志では、齊・楚の地域に列侯の侯国が多く置かれている。五井直弘「中国古代帝国の一性格―前漢における封建諸侯について」（一九五〇）、『漢代の豪族社会と国家』名著刊行会、二〇〇一）、布目潮瀾「前漢侯国考」

（一九五五）、『布目潮瀾中国史論集』上巻、汲古書院、二〇〇三）参照。

(28) 漢代初期の諸侯国は、五井前掲論文や周振鶴『西漢政区地理』（人民出版社、一九八七）に考察がある。内史と他の郡国との関係は、大楠敦弘「秦および漢初の統一国家に関する一考察」（『東方学会創立五十周年記念東方学論集』一九九七）、同「関中・三輔・関西―関所と秦漢統一国家」（『海南史学』三五、一九九七）など参照。

(29) 山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡『二年律令』と秦漢史研究」（『日本秦漢史学会会報』三、二〇〇二）に紹介がある。

(30) 『史記』太史公自序によれば、談の父・喜は「五大夫（九等の爵）」であったが、その官職は記されていない。しかし『二年律令』の「傳律」によれば、五大夫の爵をもつ者の子に対する優遇の一端がわかる。また「史律」（四七四簡）によると、史官は太史だけではなく、太常の同僚であった太卜・太祝も同じく史官である。「史律」（四七五、四七六簡）では、史の学童が学ぶ課目は、「十五篇」という古文で、五〇〇〇字以上を暗誦すると、史になることができた。

・史・卜子年十七歳學。史・卜・祝學童學三歳。學俾將詣大史・太卜・太祝。郡史童詣其守。皆會八月朔日試之。

（四七四簡）



・〔試〕史學童以十五篇。能諷書五千字以上。乃得為史。又以八體試之。郡移其八體課大史。大史誦課。取最一人以為其縣令史。殿者勿以為史。三歲壹并課。取最一人以為尚書卒史。(四七五、四七六簡)

(31) 『史記』漢興以來將相名臣年表は、後世に失われた篇といわれるが、その信頼性は伊藤徳男『史記十表に見る司馬遷の歴史観』(平河出版社、一九九四)を参照。

(32) 木村正雄『中国古代帝国の形成』(不昧堂、一九六五)は、各郡国ごとに県の由来を考証しており、他県についても比較検討が必要である。

(33) たとえば「津関令」には、水陸の関所の規定があり、函谷関、武関、臨晋関などのほかに、多くの「塞之河津」や、黄河を上下する夾谿に関所がうかがえる。

・二 制詔御史、其令杆(扞)關、鄆關、武關、函谷(關)、臨晋關、及諸其塞之河津。禁毋出黃金。諸奠黃金器及銅。有犯令 (四九二簡)

・廿三 丞相上備塞都尉書。請為夾谿河置關。諸漕上下河中者。皆發傳。及令河北縣為亭。與夾谿關相直。(五二三簡)  
その制度は、李均明『漢簡所反映的関津制度』(『歴史研究』二〇〇二年三期)、陳偉『張家山漢簡《津関令》涉馬諸令研究』(『考古學報』二〇〇三年一期)など参照。

(34) 木村前掲『中国古代帝国の形成』第三章「大規模治水水利事業の展開と第二次農地の形成」など。

(35) 山田前掲論文。前漢初期に県の独立性をみる見解は、紙屋正和「前漢時代の郡・国の守・相の支配権の強化について」(『東洋史研究』四一一、一九八二)などにみえる。

(36) 李長之著、和田武司訳『司馬遷』(『司馬遷之人格与風格』一九四八、徳間書店、一九八〇)では、前漢初期の時代精神として齊・楚の文化に注目している。

(37) これについては、李開元前掲書、第三章「秦末漢初の王国」で、高祖が項羽の王国分封を受けることを論じている。また陳偉前掲『包山楚簡初探』では、戦国晩期の楚の封邑が、前漢の侯国や、景帝以降の諸侯国に近いと推測している。

(38) これに対して、漢王朝の成立に、三晋諸国の都市と制度を重視する説がある。江村治樹『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』第二部終章「戦国時代の都市と秦漢帝国」(汲古書院、二〇〇〇)では、官僚任用への民意の重視や、官僚の自立性、県の組織の独立性などは、三晋諸国の都市で形成されたとする。

〔付表〕 秦代末期から前漢初期の暦

秦代の暦朔は、李学勤「初詔里耶秦簡」(『文物』2003年1期)で指摘するように、すでに秦始皇帝26年～28年、30年、32年～35年の月朔日の一部が紹介されている。これに重なるのが周家台30号秦墓の暦譜で、張家山漢簡の暦譜がつづく。これらは『史記』秦楚之際月表を補足する資料といえよう。ただしその暦法には、なお考証が必要であるが、再録して本稿の年代基準にしたいと思う。西暦は、秦漢の暦を基準に同一年とし、ゴシック体は閏年と閏月を示す。これらの暦譜には、以下の論文がある。

- ・張培瑜、彭錦華「周家台三〇号秦墓暦譜竹簡与秦・漢初的曆法」(『閩沮秦漢墓簡牘』中華書局、2001年)
- ・高村武幸「秦漢代地方官吏の『日記』について」(『古代文化』54-9、2002年)
- ・吉村昌之「出土簡牘資料にみられる暦譜の集成」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、2003年)

◎周家台三〇号秦墓の「暦譜」朔日。

\* 秦始皇帝34年(前213)竹簡「暦譜」の朔日

〔十月戊辰〕〔十二月丁酉〕 二月丙申 四月乙未 六月甲午 八月癸巳 十一月丁卯 正月〔丙寅〕 三月乙丑 五月甲子 七月癸亥 九月癸亥 後九月大、癸巳  
竹簡1～64

\* 始皇帝36年(前211)の朔日

〔十月丙〕辰大 69  
十一月 丙戌小 70  
乙卯 十二月大 71  
〔乙酉〕正月小 72  
甲寅 二月大 73  
〔甲申〕三月小 74  
癸丑 四月大 75  
〔癸〕未 五月小 76  
〔壬子〕六月大 77尅  
壬午 七月大 78  
八月 壬子 77式  
辛巳 九月小 79  
卅六年日 80背

\* 始皇帝37年(前210)の朔日

十月 辛亥小 80 正  
〔十一月庚辰〕大 81  
十二月 庚戌小 82  
〔正〕月 己卯大 83  
二月 己酉小 84  
三月 戊寅大 85  
四月 戊申小 86  
五月 丁丑大 87  
六月 丁未小 澤 88  
七月 丙子大 89  
八月 丙午小 90  
九月 乙亥大 91  
〔後九月 乙巳大〕

\* 秦二世元年(前209)木牘の朔日

十月乙亥小 五月辛丑大  
十一月甲辰大 六月辛未小  
十二月甲戌小 七月庚子大  
端月癸卯大 八月庚午小  
二月癸酉小 九月己亥大  
三月壬寅大  
四月壬申小

◎『史記』秦楚之際月表

\* 秦二世2年(前208)

十月、十一月、十二月、端月、二月、三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、後九月

\* 秦二世3年(前207)

- 十月，十一月，十二月，端月，二月，三月，四月，五月，六月，七月，八月，九月  
 \* 漢高祖元年（前206）  
 十月，十一月，十二月，正月，二月，三月，四月，五月，六月，七月，八月，九月  
 \* 高祖 2 年（前205）  
 十月，十一月，十二月，正月，二月，三月，四月，五月，六月，七月，八月，九月，  
 後九月  
 \* 高祖 3 年（前204）  
 十月，十一月，十二月，正月，二月，三月，四月，五月，六月，七月，八月，九月  
 \* 高祖 4 年（前203）  
 十月，十一月，十二月，正月，二月，三月，四月，五月，六月，七月，八月，九月

◎張家山漢簡「曆譜」の朔日。

- [高祖五年（前202）] ……四月辛卯，五月辛酉，六月庚寅，七月庚申，八月己丑，  
 九月己未，後九月 …… 1  
 ……新降為漢。九月 …… 2  
 六年（前201）。十月戊午，十一月丁亥，十二月丁巳，正月丙戌，二月丙辰，三月丙戌，  
 四月乙卯，五月乙酉，六月甲寅，七月甲申，八月癸丑，九月癸未小。 3  
 七年（前200）。十月壬子，十一月壬午，十二月辛亥，正月 …… ……大。 4  
 • 八年（前199）。十月丁未，十一月丙子，十二月丙午，正月乙亥，二月乙巳，三月甲  
 戌，四月甲辰，五月癸酉，六月癸卯，七月壬申，八月壬寅，九月辛未，後九月辛丑  
 大。 5  
 • 九年（前198）。十月辛未，十一月庚子，十二月庚午，正月己亥，二月己巳，三月戊  
 戌，四月戊辰，五月丁酉，六月丁卯，七月丁酉，八月丙寅，九月乙未大。 6  
 • 十年（前197）。十月乙丑，十一月甲午，十二月甲子，正月甲午，二月癸亥，三月癸  
 巳，四月壬戌，五月壬辰，六月辛酉，七月辛卯，八月庚申，九月庚寅，後九月己未  
 [大]。 7  
 • 十一年（前196）。十月己丑，十一月戊午，十二月戊子，正月丁巳，二月丁亥，三月  
 丙辰，四月丙戌，五月丙辰，六月乙酉，七月乙卯，八月甲申，九月甲寅。 8  
 • 十二年（前195）。十月癸未，十一月癸丑，十二月壬午，正月壬子，二月辛巳，三月  
 辛亥，四月庚辰，五月庚戌，六月己卯，七月己酉，八月戊寅，九月戊申。 9  
 [惠帝元年（前194）] ……八月癸酉，九月壬寅，後九月壬申 [小]。 • 六月病免。 10  
 二年（前193）。十月辛丑，十一月辛未，十二月辛丑，正月庚午，二月庚子，三月己巳，  
 四月己亥，五月戊辰，六月戊戌，七月丁卯，八月丁酉，九月丙寅。 11  
 三年（前192）。十月丙申，十一月乙丑，十二月乙未，正月甲子，二月甲午，三月癸亥，  
 四月癸巳，五月癸亥，六月壬辰，七月壬戌，八月辛卯，九月辛酉。 12  
 四年（前191）。十月庚寅，十一月庚申，十二月己丑，正月己未，二月戊子，三月戊午，  
 四月丁亥，五月丁巳，六月丙戌，七月丙辰，八月丙戌，九月乙卯，後九月乙酉 [小]。 13  
 五年（前190）。十月甲寅，十一月甲申，十二月癸丑，正月癸未，二月壬子，三月壬  
 午，四月辛亥，五月辛巳，六月庚戌，七月庚辰，八月己酉，九月己卯。 14  
 六年（前189）。十月戊申，十一月戊寅，十二月戊申，正月丁丑，二月丁未，三月丙子，  
 四月丙午，五月乙亥，六月乙巳，七月甲戌，八月甲辰，九月癸酉，後九月15 癸卯  
 [小]。 15背  
 七年（前188）。十月壬申，十一月壬寅，十二月辛未，正月辛丑，二月庚午，三月庚子，  
 四月庚午，五月己亥，六月己巳，七月戊戌，八月戊辰，九月丁酉。 16  
 [高后元年（前187）] ……月癸巳，八月壬戌，九月壬辰。 17  
 [二年（前186）] ……庚寅，二月己未，三月己丑，四月戊午，五月戊子，六月丁巳，  
 七月丁亥，八月丙辰，九月丙戌，後九月乙 [卯] 18